分為署受付 会 牛	寺定受益証券	発行信	託の受託す	当とし	しての酒	承認申	請書				
						※整	理番号				
				ī	Ē						
			为 税 :			電 話	· ()		_		
			(フリガナ)				电㎡	1 ()			
		7.1		٠,.							
┃ ┃ 令和			三人の名う		ı ı		1		1		
		/	· 人番·	号							į
			(フリガナ)								
		什	(表者の氏:	名							
			(フリガナ)								
		1 =	ミに 孝の氏	Þ							
			賃任者の氏:	石 一							
		訍	战立 年 月	日		-	年 ——	月 ———		ļ	3
	税務署長殿		本金の							П	9
			は出資金の	額						'	1
法人税法第2条第2	9号ハ(1)に規	定する	、特定受益	証券系	·	の受託	者とし	ての承認	を受	けたい	`
ので、法人税法施行令	第14条の4第	3項の	規定に基づ	き下記	己のとお	り申請	します	o			
			記								
① 法人が現に行っている											
事業の概要											
② 法人税法施行令第14条	(イ) その引受に	ナを行う	 信託に係る信	託法第	等37条第 1	項に規					
の4第1項第2号に規定	的記録及び同	条第2	2項に規定	ぎする書							
する作成及び保存を確実	類又は電磁的	記録の	作成及び保存を	心確実	に行う。						
に行う旨	(ロ) (限定責任	信託の	場合)その引受	けを行	う 信託に	係る信					
(-1,) [託法第222条	2項に丼	見定する会計帳	簿及で	び同条第4	項に規					
	定する書類又	(は電磁	的記録の作成及	及び保	存を確実に	こ行う。					
③ 法人税法施行令第14条	(イ) その業務及	及び経理	里の状況につき	金融商	商品取引法	第24条					
の4第1項第4号の規定	第1項に規定	官する有	「価証券報告書	に記載	战する 方法	その他					
による開示をしない場合	の財務省令で	だ定める	方法により開え	下する。)						
には、同号の規定により閲			2項に規定する								
覧させることを確実に行 並びにこれらの附属明細書その他これら											
う旨			あった場合には	は、正治	当な理由か	ぶある場					
	合を除き、こ	れらを	閲覧させる。	ı			1				
④ その他参考となるべき事項					ÿ ∔ 1 ± ¥ 34	添	付 (書 7.4 第 1 15	数 1 口	`	٠. ٢
					法人税法施行令第14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する						
書類										`	
											J
税理士署名											
	нн	C-F II	<u> </u>		.	_ , I	I	delaware to	I	tu1 ·	
■ ※ 税 務 署 処 理 欄 部	門 業種	鍾番号		番号	†	入力		整理簿		備考	
04. 06 改正											

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請 書をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申 請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この申請書は、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通(調査課所管法人にあっては2通)を納税地の所轄税務署に提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。
- (5) 「② 法令第14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実に行う旨」欄及び「③ 法令第14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実に行う旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。
- (6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記 3 (1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する 書類で、添付したものを記載してください。
- (7) 法人の名称、納税地又は代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。
- (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (9) 「※」欄は記載しないでください。

3 留意事項

この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。

- (1) 次のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当すること。
 - イ 信託会社(信託業法第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。)
 - ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関
 - ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人(その設立日以後1年を経過していないものを除きます。)
- (2) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。
- (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。
- (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。
- (5) 清算中でないこと。
- (注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。
 - 一 内国法人 設立の日(当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日)
 - イ 合併法人(その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。) 当該合併法人と各被合併法人(その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。)の設立の日のうち最も早い日(合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日)
 - ロ 分割承継法人(その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を 引き続き営むものに限ります。) 当該分割承継法人と各分割法人(その分割によりその営んでいた信託の引受け を行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。)の設立の日のうち最も早い日(分割により設立された 法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日)
 - ハ 被現物出資法人(その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、 当該事業を引き続き営むものに限ります。) 当該被現物出資法人と各現物出資法人(その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。)の設立の日のうち最も早い日(現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日)
 - 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成 26 年改正前の法人税法第 141 条第 1 号に掲げる外国法人 に該当することとなった日